百九十二号）の適用があるもの（以下この号及び別表第三の五⑴において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が五十四円以上であること。

［⑵　略］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.388）× 0.30 ×α＋（B ／ 0.461）× 0.05 ×β＋（C ／ 2.074）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E ［略］
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 0.729 ＋ 0.271 × A ×｛（B ／ 0.124）× 0.9 ＋ 0.1｝× 10.778 ［略］
	三　高等学校	生徒数	算式

	四　地域振興費	面積	人口集中地区面積 ［略］
	［三　略］	［略］	［略］
			国勢調査令によつて調査した平成二十七年十月一日現在における人口集中地区面積 ［略］

において「法適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑴に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とし、同法の適用がないもの（以下この号及び別表第三の五⑵において「法非適用事業」という。）にあつては別表第三の五⑵に定める有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額の段階に応ずる率を乗じて得た数の合計数とする。

⑴　前年の三月三十一日現在における地方公営企業決算状況調査に基づく当該公共下水道事業等の有収水量一立方メートル当たりの算定対象資本費の額が五十二円以上であること。

［⑵　同上］

3　投資補正係数は、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとにそれぞれ同表の算式及び算式の符号の欄に定める算式によつて算定した率（算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	算式及び算式の符号
都道府県	一　道路橋りよう費	道路の延長	算式 ｛（A ／ 0.368）× 0.30 ×α＋（B ／ 0.461）× 0.05 ×β＋（C ／ 2.074）× 0.10 ＋ D × 0.30 ＋ 0.25｝× E ［同左］
	二　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式 0.728 ＋ 0.272 × A ×｛（B ／ 0.138）× 0.9 ＋ 0.1｝× 10.894 ［同左］
	三　高等学校	生徒数	算式

	四　地域振興費	面積	人口集中地区面積 ［同上］
	［三　同上］	［同上］	［同上］
			国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口集中地区面積 ［同上］